

実施項目	(39) 税収の確保と貸付金等未収債権の徴収 〔ア 税収確保対策の充実・強化〕	担当部課 (室) 名	総務部税政課
------	--	---------------	--------

1. これまでの取組状況および課題
 平成17年度から特に収入未済額の多い自動車税と個人県民税について数値目標を設定して収入未済額の縮減、徴収率の向上に取り組んできた。
 その結果、自動車税については年々徴収率が向上してきているものの、個人県民税については平成19年の所得税からの税源移譲やリーマンショック以降の景気低迷を背景に収入未済額は累増している。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方
 県財政の根幹をなす県税収入の確保に向けて、徹底した滞納処分の実施や市町支援（市町と県との連携）を強化して、収入未済額の縮減に取り組む。

(2) 具体的な取組
 ア 新たな数値目標の設定
 平成17年度から平成22年度まで数値目標を設定して取り組んできた成果を検証したうえで、平成23年度からの新たな数値目標を設定する。
 イ 徹底した滞納処分等の実施
 新たな数値目標を踏まえた徹底した滞納処分等の実施を推進する。
 ウ 滋賀地方税滞納整理機構による市町との連携の強化
 県と市町により地方税の滞納整理を推進するため設置している「滋賀地方税滞納整理機構」において地域の実情に沿った市町との連携を強化する。
 エ 広域徴税体制の整備
 県と市町により地方税収確保に向けた取組や連携方策を協議するため設置している「滋賀県地方税務協議会」において税務機関の共同設置など、効率的な広域徴税体制について検討を行い、市町と協議が整った地域から順次導入を進める。また、平成25年度までの取組を踏まえ平成26年度に連携体制を検討する。

(3) 平成27年度以降の取組の方向
 引き続き、効果的な滞納処分の実施と県・市町の連携強化により、一層の収入未済額の縮減・徴収率の向上に取り組む。

3. 具体的な取組項目のスケジュール

具体的取組項目	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
ア 新たな数値目標の設定	取組成果を検証し新たな数値目標(23～25)を設定			取組成果を検証しさらなる数値目標(26～28)を設定
イ 徹底した滞納処分等の実施	新たな数値目標を踏まえた取組を実施			
ウ 滋賀地方税滞納整理機構による市町との連携の強化	地域の実情に沿った連携の強化			広域徴税体制の導入状況に応じて体制を検討
エ 広域徴税体制の整備	滋賀県地方税務協議会における研究・検討			
(協議が整った地域から広域徴税体制の順次導入)				

実施項目	(39) 税収の確保と貸付金等未収債権の徴収 〔イ 税外未収金の徴収強化〕	担当部課 (室) 名	総務部財政課	
<p>1. これまでの取組状況および課題</p> <p>貸付金や使用料など税以外の収入未済額の縮減に向けた取組を全庁的に推進するため、平成22年6月に「滋賀県税外未収金対策推進会議」を設置し、税外未収金の現状把握と情報の共有化を図るとともに、共通の課題に対する問題解決のための分科会の設置、個別ケースに対する支援や未収金を有する所属の担当者を対象とした研修会の開催などを行った。</p> <p>今後も、県民負担の公平性、公正性確保の観点から、また、厳しい財政状況のもと財源確保の観点からも、税外未収金のさらなる縮減を図る必要がある。</p>				
<p>2. 計画期間中における取組</p>				
<p>(1) 基本的な考え方</p> <p>県民負担の公平性と歳入確保の観点から、滋賀県税外未収金対策推進会議を設置して、貸付金、使用料、負担金など、県税以外の収入未済額の縮減に向けた取組を全庁的に推進する。</p>				
<p>(2) 具体的な取組</p> <p>次の基本方針のもと、アからウの取組を進める。</p> <p>① 債権発生前の審査の適正化、債務者、保証人に対する債務履行義務の周知徹底など未収金の発生防止</p> <p>② 適切な督促、早期の納付折衝など未収金の徴収強化</p> <p>③ 履行が著しく困難または不適当な場合における法令等に基づく債権整理等、必要に応じた未収金の整理</p> <p>④ 未収金の回収、発生防止の観点による制度の点検・管理の徹底</p> <p>ア 滋賀県税外未収金対策推進会議および同会議の分科会において、未収金対策の推進に必要な事項の協議、検討を進める。</p> <p>イ 研修会等を開催し、関係職員のスキルアップを図る。</p> <p>ウ 必要に応じて推進会議の事務局職員が関係所属の未収金対策を直接支援する。</p>				
<p>(3) 平成27年度以降の取組の方向</p> <p>未収金対策の基本的な取組方針やガイドラインに基づき、未収金の発生防止と未収金縮減のための取組を進める。</p>				
<p>3. 具体的取組項目のスケジュール</p>				
具体的取組項目	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
ア 推進会議および同会議の分科会における未収金対策の推進に必要な事項の協議、検討	ガイドラインの策定 共通する課題に対する検討	共通課題への対策の検討、実施		▶
イ 研修会等の開催	継続実施			▶
ウ 関係所属の未収金対策の直接支援	継続実施			▶